

『葉隠』に関する一考察：その思想形成の諸契機をめぐって

高野，信治

<https://doi.org/10.15017/1559860>

出版情報：九州文化史研究所紀要．40，pp.87-115，1996-03-31．九州大学大学院比較社会文化研究科九州文化史資料室
バージョン：
権利関係：



『葉隠』に関する一考察

—その思想形成の諸契機をめぐって—

高 野 信 治

はじめに

兵農分離制・石高制という集権化政策により土地（領地）支配において著しい制限をうけ、さらに自力救済権が否定され「惣無事」が実現、長期の「平和」が続く中、合理的に組織された吏僚制ないし官僚制システムに組み入れられるにいたった近世武士が、如何なる精神構造・心性を有するにいたったか、あるいはどのような理想的武士像を描いていたか。およそそのような観点からの分析素材として、これまでしばしば取り上げられてきたものの一つに『葉隠』^①がある。同書は佐賀藩家臣山本常朝（万治二→享保六年）が出家（元禄一三年）後、隠棲した彼のもとにきた田代陣基（延宝六→寛延元年）を相手に七年間（安永七→享保元年）にわたり語ったところを陣基が筆録したものといわれる。その思想の基本については、藩主との情誼的^②一体観^③ないし没我的忠誠観^④が主張される一方で、主体性・自律性を有した武士像が描かれているともいわれる。『葉隠』をみれば、これら先学の主張はそれぞれに正当ということができよう。より正確な言い方をすれば、両者の性格は『葉隠』の中に混在しているのであって、各論者とも比重のおき方は異なるものの、そのような指摘を共通にしているともいえる。では、この一見矛盾する二つの武士像は、口述者常朝において如何なる関係にあったのか。かかる点について、実は明快に答えてくれる論

者を寡聞にして知らない。むしろ先学達は、『葉隠』を素材とした中世から近世への武士思想の流れの論述を急ぐあまり、前者を上位者優位の武家・政治社会における奉公人としての近世的側面の投影、後者を戦闘者・武篇者としての中世（ないし戦国）的側面の投影として理解しようとする。かかる見方を大方において認めることにやぶさかではないが、私はさらに両者の関係を常朝に即して再検討する必要を感じている。それは、『葉隠』を近世という時代に生きた一人の人間の思考の所産として捉えたいからである。⁽⁶⁾ いわば常朝の心奥に立ち入り、彼の眼の高さから『葉隠』をみることにより、そこに混在した矛盾する如き二つの武士像の連関を明らかにしたい。そしてかかる作業は、些か大仰な言い方になるが時代（近世）と個人（常朝という一人の武士）の関わりを考える手がかりともなるであろう。

そこで本稿ではひとまず、『葉隠』について思想形成の契機をめぐり常朝が生きた環境とそれへのリアクションの解明という立場から検討する。ただし『葉隠』の思想という場合、即、口述者常朝の思想とはいきれない。そこに筆録者陣基の思考も混在していることは、彼が常朝の語録を単に筆記・編集した場合であっても、さらに叙述に関わる史料を収集しているとすればなおさらのこと、想定されなければならないまい。しかし、その腑分けはかなり困難である。しかも『葉隠』に示される基本的な考え方（奉公・忠節・武篇ないし武士道・死・慈悲・孝・知恵等）は、常朝の他の著作、特に『愚見集』・『乍恐書置之事』等にもみられるので、ここでは『葉隠』思想を基本的には常朝の思想とする前提に立って検討したい。また、そうであったとしても、儒者石田一鼎・湛然和尚さらに祖父中野清明・父山本重澄の影響を受けたともいわれる。⁽⁸⁾ しかし、ここではそのような他者の影響力についての検討が必要であることを確認した上で、それらは常朝自らの体験を通じて内面化し思想化されるという認識のもと、『葉隠』の思想が彼の実体験に基づいて如何に形成されてきたのか考えてみたい。

註

- (1) 写本により『葉隠聞書』『葉隠集』『聞書』等、その呼称は一定しないが、本稿では最も一般的な『葉隠』と呼ぶ。
- (2) しかし、そもそも原本(陣基の自筆本)が発見されておらず、写本が数系統あるものの、その成立事情は実のところ明かとは言えない(佐藤正英『『葉隠』の諸本について』『相良亭他編『三河物語 葉隠』岩波書店、一九七四年)参照)。本稿での『葉隠』引用は、前掲相良亭他編『三河物語 葉隠』による。
- (3) 例えば相良亭『『葉隠』の世界』(前掲『三河物語 葉隠』)。
- (4) 例えば山本博文『殉死の構造』(弘文堂、一九九四年)一九三頁。
- (5) 例えば丸山真男『叛逆と忠誠』(筑摩書房、一九九二年)一九頁、水林彪「近世の法と国制研究序説」三(『国家学会雑誌』九一卷五・六号、一九七八年)九七七八頁、高木昭作『日本近世国家史の研究』(岩波書店、一九九〇年)三〇二頁。
- (6) 本郷隆盛氏は「常朝個人の思想形成の諸契機を無視して、『葉隠』における奉公人像をただちに一般化することは妥当ではあるまい」(「理外の道——山本常朝——徳川思想における生の諸様式——」(『思想』七七二号、一九八八年)四六頁)とし、小池喜明氏もまた「等身大の人間としての彼(常朝…引用者註)の肉声にこそ耳をかたむけるべき」として「身体の弱い、文学好きの下級武士、という武家社会におけるすべてのマイナス要素」(『『葉隠』の叡智』(講談社、一九九三年)一二八〜九頁)の克服が『葉隠』成立の契機という観点からその思想を分析するが、それぞれに注目すべき視角である。また松田修氏は『葉隠』の文芸性の検討という立場から常朝を多面的に考察しており示唆をうけた(『葉隠序説』(『国語国文』三六卷一一号、一九六三年)。
- (7) 主なものとして『山本神右衛門重澄法名孝白善忠年譜』(父重澄の年譜。以下『重澄年譜』と略称。引用は、池田史朗「山本神右衛門重澄年譜」(『葉隠研究』創刊号、一九八六年)による)・『愚見集』(引用は、池田史朗「愚見集」(『葉隠研究』五号、一九八七年)による)・『中野神右衛門清明法名照真院淨通一代御奉公之荒増聞書』(祖父清明の年譜。以下、『清明年譜』と略称)・『乍恐書置之事』(引用は栗原荒野編『校註葉隠(復刻版)』(青潮社、一九七五年)による)・『餞別』・『山本神右衛門常朝年譜』(常朝自らの年譜。以下『常朝年譜』と略称。引用は池田史朗「山本神右衛門常朝年譜」(『葉隠研究』二号、一九八六年)による)等がある。
- (8) さらに丸山雍成氏は『葉隠』成立期の佐賀藩政の動向をふまえて『葉隠』における常朝の語録とされるものは、

『葉隠』に関する一考察

ほとんど直茂・勝茂、そして光茂といった歴代藩主の思想そのものを反映」しているとする（『九州―近世の幕あけと展開』〔九州大学公開講座委員会編『九州―その過去・現在・未来』九州大学出版会、一九八八年〕七七頁）。

一節 思想形成の諸契機

『葉隠』ないし山本常朝における思想形成の契機とは結論を先取りすれば、常朝の自らが置かれた立場・環境に対するいわば様々な葛藤であった。それは佐賀藩の成立事情の合理化、家臣や藩主（特に光茂・綱茂）の実態に対する失望、自己ないし一門をめぐる挫折というようなものが想定される。以下に『葉隠』が常朝のこのような葛藤の所産であることを、彼の他の著作も参考としながらみていきたい。

(1) 過去の合理化

『葉隠』は「御家来としては、国学可心懸事也」（これは、写本により「夜陰の閑談」という標題がある部分。前掲『三河物語 葉隠』六六七頁、以下、単に頁数のみ記す）という書き出しで始まる。『葉隠』がいう「国学」とは佐賀藩の歴史・政治制度・風俗習慣等の意味があるとされるが（二二六頁、頭注）、「国学」を心がける「大意は、御家の根元を落着、御先祖様方の御苦勞・御慈悲を以、御長久の事を本付申為に候」なのであり、具体的には「剛忠様¹御仁心・御武勇、利叟様²の御善根・御信心にて、隆信様・日峯様³御出現、御威力にて、御家御長久、今の世迄無双の御家」（二二六頁）について学ぶことであった。より核心的な表現を引用すれば「竜造寺・鍋嶋の根元、又竜造寺の領知、鍋嶋領知に成候謂」（二二六頁）を知ることなのである。つまり領主交代という佐賀藩の成立事情を学ぶことが「国学」の中心の問題であったといえ、常朝の談話が実際にこの「夜陰の閑談」より始まったのかは定かでないものの、『葉隠』の冒頭でこのような主張がされている意味は看過できない。しかし、全一、三四三カ条⁴のうち、竜造寺氏（隆信、嫡子政家、政家の嫡子高房等）に直接言及した項目は四〇カ条を越えない。全

条項数に対するこの数字は『葉隠』が冒頭で「国学」の重要性を力説するわりには少ないと言わざるを得まい。しかも領主交代の「謂」に關した条項は『葉隠』の主張にも關わらず見当たらない。そこには佐賀藩の成立をめぐる常朝の複雑な思いがあったといえよう。寛永一一年以来、再三にわたり竜造寺家の家名再興を土井利勝等を通じて幕府に訴えていた、高房の遺児伯庵は、常朝が生まれる一五年前の寛永一九年に処分をうけていた。領主の交代にともなう伯庵のいわば恨悔は常朝にとって遠い過去のものではなかったろう。むしろ常朝にとって「竜造寺の領知、鍋嶋領知に成候謂」を鍋嶋家の家臣として合理的に解釈することで恨悔を否定することこそ重要であった。いわば過去の合理化である。それはおよそ次のようなものであった。

第一に、竜造寺政家への低い評価である。というよりも常朝は明らかに負の見方をしている。例えば、豊臣秀吉御前での将棋の後、足がしびれて這っていく程肥満であり、このため出仕困難として勤めを断った（前掲『三河物語 葉隠』の『葉隠集』巻六の八七条。以下、六の八七の如く記す）とか、政家の娘に対する秀吉の召しの要求を拒否したため高房の取り立てがなかった（六の八八）等と、いわば政家の公儀奉公の対応のまずさを指摘し、その上で、「御領分相減候義、政家公高良山御遅参故」（六の一七三）と竜造寺領国の削減の理由を天正一五年の秀吉の島津攻めに際する本陣への遅参とする解釈を載せている。そこには隆信それを補佐した鍋嶋直茂の領国拡大の成果を無にした、公儀との外交能力がない政家像が示されている。

第二に、これとは逆に鍋嶋直茂・勝茂父子に対する高い評価である。例えば、秀吉が天下を取る器量として「大氣」・「勇氣」・「智恵」が必要であるとし、小早川隆景・直江兼統とともに直茂がそれぞれ二つ宛備え、大名のなかにはこの三人に及ぶ者はいないと言った、としている（一〇の一四四）。さらに、秀吉は隆信が名将であるというがその理由を、直茂に「国家」を委任したのは人を見抜く力があると言ったという逸話も載せる（三の三六）。これは『葉隠』が、隆信というよりも直茂を賞しようとしたものにほかならない。また、かかる直茂と隆信との関

係については、神代勝利が「竜造寺の威勢遂日強、日に大に成候えば、始終家を抱候事、難成かるべし。我死後に竜造寺に合体して、竜氏の子を養て、家を可相統」と遺言したのに対し、その子長良は「隆信威ありといへ共、仁心なし、家長久すべからず。鍋嶋飛驒守、勇智兼備して、慈悲深し。子孫繁昌すべし」と言ったとし、明らかに後の歴史展開を意識した話題を提供する（六の一九）。このように天下人秀吉や肥前の有力豪族神代氏を引き合いに出して直茂の優秀さ示し、領主交代を予め想定させるような表現は、「辛勞」・「血みどろ」・「切腹」の「覚悟」で「御家御踏留」、家中支配・領国運営を行ったとする直茂・勝茂像（二一七頁）に接続する。

第三に、しかし鍋島氏が領主の座についていたことに、直茂自身がうしろめたさを感じていたとの常朝の認識である。直茂が晩年、加療しても治癒しない瘤が耳にできた際、「我等、只今迄人の為に能様にとばかり、何事もいたし候へ共、聞候事に違め有て、我不知に誤候事有と見へて、天道より耳に御尤め有事と存候。腐れ死にしては子孫の恥に候間、大破に不成内に死候へかし」（三の二六）と語ったとする。直茂は豊臣氏・徳川氏等の公儀権力と竜造寺氏一門層との諸関係のなかで近世的な大名領国体制をつくらなければならなかった。しかし、その過程で家督の問題と実質的支配権との整合性をはかることが必然化し、徳川氏の意向を背景とした高房の秀忠近習江戸詰めの処遇をめぐり、領国ではこの措置が直茂・勝茂の策略との「御疑心」があり、これに対し「家之ため、籐八郎為、^(佐々木)之為」の「上意」であるとの起請文を、直茂は竜造寺氏一門に提出するというようなこともあった。しかし一方では「国政ヲ鍋島加賀守直茂へ御預ケ、御嫡子竜造寺駿河守隆房公一五歳ニナラセ給ハバ、国ヲ渡シ候ヘト、七枚之起請文有之⁽⁶⁾」という約束も実際にされていたことであろう。だが、その可能性が鍋島氏と徳川氏との関係のなかで、事実上なくなったことを察した高房は、自らの処遇を悲観、自殺未遂の傷が原因で亡くなるのである。⁽⁷⁾直茂の二五年忌の法要に際し、その子勝茂は父に「我等十三年忌迄、国を治め見候へ」といわれたことを思い返し「此御一言大事に存、大き成荷に成、昼夜心を尽し、国を治め候事のみに苦勞申候処、十三年も過、今廿五年迄無別条大慶無

此上候」(四の七二)と言ったとも、『葉隠』は伝える。公儀権力への対応・配慮という対外的問題と竜造寺氏一門を初めとする家臣団との緊張関係という対内的問題の間での苦慮が直茂・勝茂の発言の背景にあるのであり、常朝もかかる点の認識をもっていたことは、十分に想像される。

第四に、第三の問題と関わるが、竜造寺氏と鍋島氏の同化が図られた。その一つは竜造寺氏時代の伝統の継承である。例えば、永禄九年、大友氏が筑後高良山に拠り竜造寺城を攻めた際、開城の是非を泰長院震竜に占わせたが、その占いにより「利運」を得たとして、泰長院の進撰による年始の「吉刻付」が今に継続しているとする(六の八四)。また、天正元年の隆信の西肥前平定後、唐津で越年した際漁人から鰯献上をうけた時から始まる大晦日の鰯料理が続いているともする(六の八五)。このような竜造寺氏の合戦に結びついた年中行事の存在が指摘される。今一つは、竜造寺系家臣の取込みないしそれに対する評価・支持の姿勢がみられることである。この点を多久茂辰⁽¹⁾についてみると、島原の乱の指揮の方法について茂辰の考えた仕組は勝茂が江戸から送った仕組の書付と同じ内容であったとか(九の一)、小城鍋島家の元茂(勝茂長男)に「御家」(鍋島家)が減びる原因を尋ね、それが本家と分家との関係ということを元茂自らに気づかせた(九の二二)という話を載せる。いわば竜造寺氏との関係における鍋島氏の微妙な立場が、両者を伝統の継承ないし一門家臣のレベルで同化させることにより、解消されようとしていたのである。

以上のように、竜造寺氏の家督者高房が自殺未遂の傷で結局死に、その遺児伯庵が家名再興を執拗に幕府に訴し、直茂自身も「天道」に反する行為をしたのではという危惧を抱いていた、いわばうしろめたい過去、すなわち佐賀藩の成立事情は、竜造寺政家の凡庸さ、これに対する直茂・勝茂の卓越性と命がけの努力、さらには竜造寺氏と鍋島氏との同化という観点からいわば常朝なりに合理化されようとした。『葉隠』の冒頭で強調された「国学」とは、領主交代を必然のものとみる、右にみたような合理化の論理だったのである。

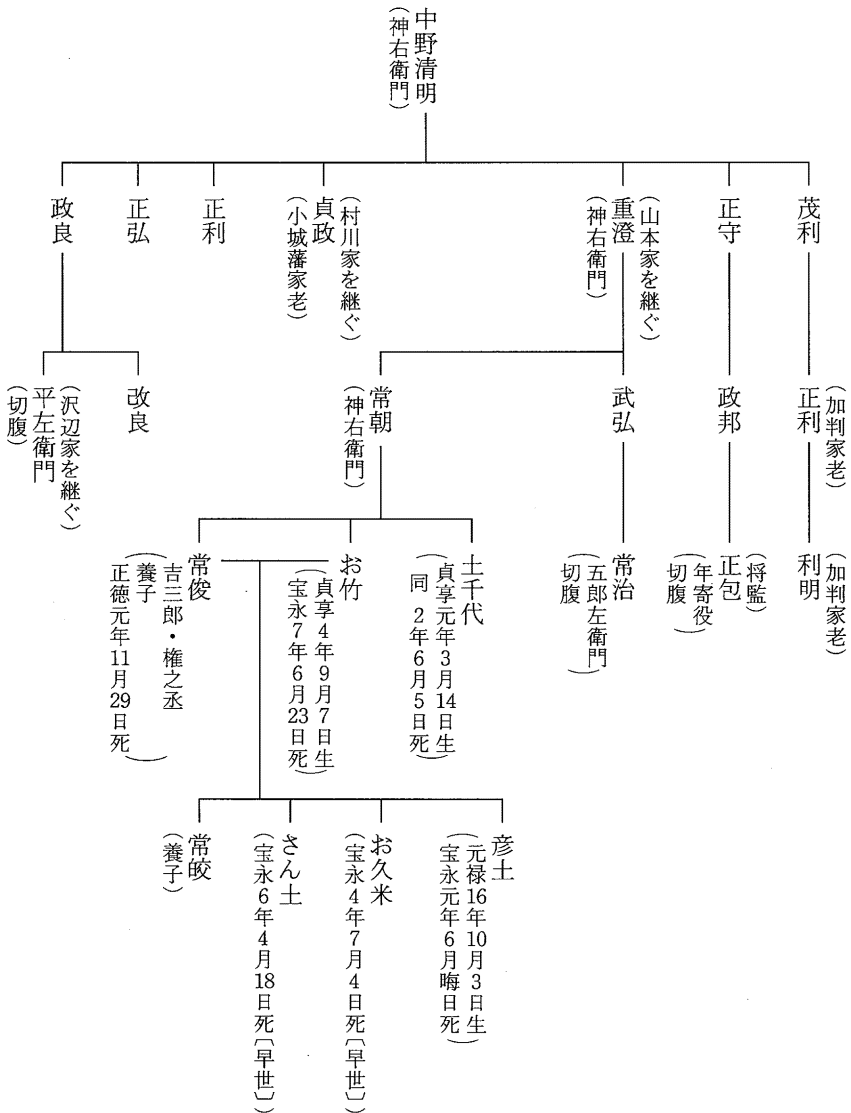
(2) 現実への失望

常朝の第二の葛藤は、家臣さらには彼にとつての現実の藩主に対するいわば失望である。

家臣に対してはまず「直茂公・勝茂公の御軍功御物語等を寛候者次第になくなり、鍋嶋家の骨を不存者はびこり、昔風などとして、昔咄など嫌ひ申候」(八の四二)と、安住道古の話を引用するが、これを常朝流に言えば「国学」を知らないということになる。そればかりか、若侍の話題といえは「金銀」「損徳」や「衣装」「色欲」に関わることばかりとし(一の六三)、「おとこの勇氣ぬけ」、切腹時の介錯のような「男仕事、血ぐさき事」をうまく断るようなものが「利口者」というような「時代」になってきたと嘆く(一の三六)。常朝の認識からすれば「身の為の欲徳か、利発だて」(一の三五)、すなわち金銭感覚、損得を思考の基準とし口先のうまい利口者の家臣が多い、そのような時代になってきたのである。そしてこのような「利口成者共が、何の味も不知、智恵自慢をして新儀を工み出し、殿の御氣に入、出頭して、悉くしくさらし申候」(二二七～八頁)と指弾する。その「新儀」を常朝は「御三人の不熟、着座作り、他方者抱、手明鑑物頭、組替、屋敷替、御親類並家老作り、御東解除、御掟帳に仕替、独礼作り、西御屋敷御取立、足輕組まぜちらかし、御道具仕廻物、西御屋敷解崩し」(二二八頁)と列挙するが、これらはいずれも、直茂・勝茂に続いて藩主の座につき、常朝にとつてはいわば現実の藩主であった光茂・綱茂施政期のことであった。

むしろ、常朝は名指しこそ控えるものの、「御上」にも、日峯様・泰盛院様の御苦勞を被思召知、責て御譲の御書物成共御熟覧候て、御落着被遊度事に候。御出生候えは、『若殿、く』とひやうすかし立候に付て、御苦勞被成事無之、国学無御座、我儘の好寄事ばかりにて、御家職方大形に候ゆへ、近年新儀多く、手薄く相成り候事に候」(二二七頁)と、「御上」が直茂・勝茂の「御苦勞」を初めとする「国学」も学ばずおだて上げられて育っているので藩政に対する認識がおろそかになり、最近「新儀」が多くなっていると、いわば「御上」を批判する。ここ

山本常朝関係系図



註) 「中野一門家系」・『常朝年譜』・相良享「『葉隠』系図」(『三河物語 葉隠』所収)・古賀秀男「常朝関係系図一覧」(『葉隠研究』5号)等により作成。なお、傍註は、本文内容に即し、適宜掲載した。

でいう「御上」とは誰を指すのか。相良亨氏は四代藩主（勝茂を初代とし換算）吉茂とする。⁽¹⁹⁾確かに常朝の語録を陣基が聞き書きしていたとされる時期の藩主は吉茂である。ところが、常朝が批判の対象とする「新儀」の内容は全て光茂・綱茂の施策に関するものばかりである。さらに、常朝が「新儀」の一つとして掲げた「御三人の不熟」について、別の箇所ではその原因をめぐり明確に「光茂公御代に成、江戸御育立にて、御家の古き事共御存不被遊」こと、換言すれば「国学」を知らないことに求めている（五の九八）。このような点よりすれば常朝が暗に批判（諫言という次元からも捉えられようが）しようとしたのは当該期の藩主吉茂（綱茂の弟）も想定されるが、むしろ実際に常朝が奉公した光茂その人（彼は元禄一三年亡くなっているが）、さらにはその子綱茂に批判の力点はおかれていたといえよう。⁽²⁰⁾

常朝はこの二人を彼なりに客観視している。例えば光茂について、食事の仕方が尋常でなく、数日食べないかと思えば一日に一〇食もとるとか（五の五八、一一八）、下総古河藩主土井利重に嫁いだ娘（お仙）に離縁をすすめるが、逆に娘からそれは「不義」といわれ（五の九〇）、同じお仙の屋敷が火事の時、たまたま見舞いにきていた父Ⅱ光茂は逃げるようにいうが娘は主人が留守の時は逃げられない、焼死の覚悟、と言った（五の九一）という逸話を紹介する。お仙の話は彼女が持つ武士の妻としての倫理観念を賞する常朝の意図があるともみられるが、むしろ娘にたしなめられた父親像も浮かび上がり、食事の話とも合わせれば、常朝の光茂に対する軽蔑視さえみてとるのは、曲解に過ぎるであらうか。常朝は彼の甥常治（系図参照）の語った「直茂公・勝茂公は、匱に入、細に入、何事にも聞きことなく、御存知被成候に付、万事御下知の通りに勤候て、迦無之、同敷事は御尋申上、御指南を請申事に候。是は仕能奉公にて候。又、御不案内の御主人の時、随分工夫・思案いたし、御国家を治て上げ不申候で不罷成、是は太義にて候」（二の九二）という文言を載せる。常朝の長兄武弘の子で寛永一六年生まれの常治は、常朝の甥というものの、彼より二〇歳年長で勝茂と光茂・綱茂を直接知る人物である。⁽²¹⁾つまりここで直茂・

勝茂と比較して「御不案内の御主人」と低い評価で相対化されている主人は、光茂・綱茂を念頭においていたものと考えられ、常朝も常治の文言をそのような意味で引用しているといえよう。常治は直接綱茂に関し、潮音（道海）和尚が綱茂に印可を与えようとした際、「唯今に御手前より印可被差出候はば、其身は悟と被存、家中の者申事杯は虫の様に可被存候。然時は上下隔り家の悪事と申物に候。いとどさへ大人は自慢仕ものに候」（八の二二）と、ここでも冷静な眼でみていたことを載せている。やはり常朝は自ら仕えた主君光茂さらに綱茂を批判的に、あるいはそこまできなくとも「御不案内の御主人」と相対化する眼をもっていたといえそうである。常朝は主人といえども「内氣に（九庸）ようき成御主人様」と「御気勝、御（利卷）発明成御主人」（二の一二）というタイプがあることを光茂・綱茂といういわば現実の藩主を直茂・勝茂という過去の藩主と比較する事により認めざる得なかったのである。

そして、以上のような「国学」を知らず「新儀」をおこなう家臣、彼らをやはり「国学」を知らず容認していた凡庸な藩主、そのような現実には常朝は少なからず失望したのであろう。これが『葉隠』成立をめぐる常朝の第二の葛藤、すなわちこのような藩主に対し家臣として如何なる心組みで奉公するのかということである。

(3) 自己をめぐる挫折

常朝の葛藤の第三はいわば自己をめぐる挫折とでも呼べる問題である。それは常朝ないしその一門という、これまでの葛藤に比べれば極めて個人的なものであるが、私は『葉隠』の思想形成という観点からみれば、これが最も重要と考えている。

まず常朝の出生時の問題である。彼は父重澄が七〇歳という高齢の子であったが、重澄は麴売りか塩売りに養子にだすよう思っていたのを、重澄の寄親で常朝の名付け親多久茂（22）富が思い留（23）ませたという。高齢ゆえ重澄はそのように考えたのであろうが、常朝にとってこの事実は重い意味を有したことであろう。なぜなら養子先は商人であり、それは武士の子として「生」を受けながらいわばその剝奪を意味する。しかし、ともかく出生時における「武

士身分、換言すれば「武士としての生」の剝奪という、後の常朝からみれば重大な危機は回避された。ところが、いまひとつ「生」に関わる危惧があった。「我は老人の子なる故、水すくなしと覚候。若年の時、医師などは、『廿歳を越まじく』と申候」(二の三七)と、自らもまた医師も、高齢な父の子であるために短命を予期したが、出生時にかろうじて「武士としての生」を保持した常朝は短命の自覚故「適生出、御奉公も仕届ず果果候ては、無念の事に候。さらば、生て可見」(同右)と、文字どおりの「生」への執着をみせた。その彼方に主君への奉公があった。「武士としての生」を保持した常朝は奉公するために生きなければならなかったのである。彼はこのような出生時の環境の中、二重の意味で「生」への自覚を持っていたのである。

それでは奉公するために生きる常朝にとって、最も優れた奉公とは何なるものであるのか。「小身者として人より押下げらるるは無念に候。何としたらば、心能奉公可仕かと昼夜工夫」していた常朝は、「工夫一篇」の末「不図、得心」した。それは「奉公の至極の忠節は、主に諫言して、国家治むる事也。下の方にくだつきまはりては益に不立。然ば家老に成が奉公の至極」というものであった(二の一四一)。常朝は自著『乍恐書置之覚』の中で、近世大名を萬人の安穩な生活を実現するためのいわば役人であるとする(二条)。その大名に対する家臣の奉公の窮極が「御政道」に問題が生じないように諫言することであった。したがって常朝にとって家老になるということは、「名利」を求めた「私欲」ではなかった(『愚見集』三条)。彼が「下の方にくだつきまはりては益には不立」(先述)としていたのは、以上のような脈絡の中で解釈される。しかし彼が奉公を思う時、家老就任が最初にあつたのではなく、むしろ「小身者として人より押下げらるるは無念」という発想がより先にあることに注目すべきであろう。常朝は「若年の頃より見懸りの拙者に候えば、御用に立事もなく、出頭人などを見、浦山敷候え共、殿様を大切に思ふ事、我に続き申間敷候存出し、是一つにて心を慰め、小身無足をも打忘れ、勤申候」(一の一四)と、妙に屈折した心情を吐露している。現に彼は家老になるべく「紅涙迄にはなく候へ共、黄色などの涙は出申程に」

「工夫修行」したにも関わらず（二の一四一）、結局、御傍小姓・小小姓・御傍役・御傍小姓役・御書物役・京都御用・供使・聞次番・書写奉行等（『常朝年譜』）、藩主側近者ないし書写方という「小身」者に終始した。系図に示したように常朝の父重澄の実家中野家を念頭におけば、藩の加判家老や支藩小城藩の家老に就任した者もあり、「下より登り大功を遂、御用に立たる人、御代々数人有之」（二の一五）との彼の認識からすれば、少なくとも常朝自らも家老の役につけるとの思い・期待があつたと考えられる。しかし、なれないまま光茂は死亡、常朝は出家するのである（元禄一三年）。結局「人より押下げらるる」「小身者」に終わってしまったわけで、これを「無念」とする一種の挫折感を彼が有していたと想定するのは、あまり無理なことではないだろう。この点は『葉隠』を理解する上で重要と思われるので、さらに別の角度から検証しておきたい。

常朝は光茂が死去し自ら出家した一五年後に当たる正徳五年、加判家老の大本兵部を通じて再勤の誘いを受けた。これに対する常朝の返事が写本という伝来形態であるが、「打ちとけ咄²⁴」として残されている。この史料は、これまで検討してきた常朝の勤・職に対する考え方が率直に述べられた興味深い内容を含むので、長文にわたるが抄録しておこう。

打とけ咄ノ手覚

一、一儀いか様ニ被仰出と候而も、一向御断申上覚悟ニ御座候、其段ハ先日也得御意候通、以之外老衰仕老耄身ニ覚申候、行つまりたる年ニテハ無御座候得共、元来よハき生付故早くつをれ申たると相見、一座ノ会釈も苦々成、気がつき果申候、其故隣ニも不罷出候、此駄ニ而者、世間之勤存寄も無御座候、佛祖三寶ヲ奉掛、偽ニ而無御座候（一条）、

一、申にくき御事ニ御座候得共、乗輪院様^{（光茂）}へ身命をなけうち、出家遁世仕たる拙僧ニ而候得者、よのつねの事ニテハ被召出間敷事候、いか様御国家之端をも御荷せ可被成との御用ニ而可有御座かと奉存候、於然ハ人から思

『葉隠』に関する一考察

召被下候事此段ハ身ニあまり忝奉存候、乍去御目利違ニ而可有御座候、我身我心ノ事ハ我ならてハ不存候、外
々ノ御了簡あたり不申候、其子細ハ曾而左様之重荷などせをひ得申たけニて無御座候、漸独庵ノ道心者一はい
ニ而御座候、若殿様など御出来被成候而々ハ、手数六ヶ數時節ニ押向申候、此不器量ニ而ハ中々あたり不申候、
然ハ詮もなき御事候、又左様之重役ニ而ハ無之人なみ／＼の儀を可被仰付との事共ニ候得者、猶又益もなき御
事候（二条）

（三条目は略）

一、乗輪院様御かけ、縁をはなれ、身をしつかにしていたのしみ申所を、とくと合点仕候、知行寶祿世間之望毛頭
無御座候、又凡夫ノならひニ而子共孫共餘多持たる者ハ子孫ノかはゆきニ恥も苦勞もかえりミ不申事も有之物
ニ候へ共、實子一人も無之孫一人も無之養子之忤ハ人なミに被召仕候へハ、今の分ニて可相澄申候、然ハ何を
のそみ何をたのみニ今更世間ニ可罷出哉、在家出家をしなへて、うしろゆひヲさされ、恥のかき死ヲ可仕事目
前ニ候、然時ハ 乗輪院様へ之届も無ニ罷成、無是非次第ニ候、夫共に身もすこやかに身力つよく候て、しか
と御為ニ罷成道理ヲ被仰聞被召出事共ニ候半ハ何力さて御譜代之某、御為ニこそ捨て申たる身命ニ候得ハ、
乗輪院様へ御伺申上、世間立帰申間敷物ニ而も無御座候得共、如此衰果候てはいか様ノ筋ニても不罷出事候
（後略）（四条）

十一月朔日

常朝

（大性周）
性周様

これによれば、常朝は先ず自分が「元来よハき生付故早くつをれ申たる」ためか、隣にも行けないほど「老衰仕
老耄身」になり、これにより「勤」は思いもよらないとする（一条）。その上で、光茂死去後、出家した自分にと
り再勤の誘いは身に余ることであるが、自分は「御国家之端をも御荷」ような「重荷」を背負わないまま隠棲生活

に入ったため、「若殿様」が藩主につき「手数六ヶ敷時節」になった今、「不器量」の自分は重役にはつけない。かといって人並の役を命じられても、なおさら役に就く意味がないとする（二条）。さらに光茂死去後の隠棲も楽しく、実子も孫もなく養子⁽²³⁾は人並に奉公している身なので、勤・知行・封禄も「世間之望」のようなものは不要である。今更、出家の身で再勤したら後ろ指をさされ恥のかき死にである。ただ、光茂の為に自分は身命を捨てた（実際には出家）のであるから、その光茂へ再勤のことを「御伺申上」れば、「世間立帰申間敷物二而も無御座候」と再勤の可能性を合理化しようとする。しかし自分は「衰果」ているので、（結局冒頭に述べたように）再勤できないとした（四条）。常朝はこの中で「御国家之端」を担う「重」役につかなかったとするが、これは先述した家老ないしそれに準ずる役を想定していよう。さらに暗に「若殿様」（この時の藩主は吉茂）を批判するような表現もみられる。いずれにしても、この返書で常朝は再勤を断っているが、その論旨を追うと、「老衰仕老耄身」でなければ光茂に伺い上げ、人並の役ではなく「御国家之端」に関わるような「重荷」を背負いたい、つまり家老就任という、言外の彼の強い希望を読み込むことができよう。裏返せば、やはり、「人より押下げらるる」「小身者」に終わってしまった常朝は、これを「無念」とする一種の挫折感を有していたといえるのである。

ところで、系図にある如く、常朝の一門で切腹した主だった者が山本常治・沢辺平左衛門・中野正包と三人いる。このうち常治は常朝の甥ではあるものの彼より二〇歳年長で（先述）、ある時期常朝は「毎夜、五郎左衛門咄^(常治)を承りに参り候」（二の二四一）と、かなりの影響をうけたと思われ、『葉隠』の中には彼の話の引用もしばしばみられる。しかし、その常治は貞享四年七月、自家よりの失火を苦に「仰せ出しもこれなきうち自害」（『常朝年譜』貞享四年七月一九日条）した。常朝はこの時「御側指し迦され」たが、それは「権之丞（常朝）に少しも思し召す所御座なく候えども、身近き一門に候処、何となしに御側 召し置かれ候ては不相応候故、御近習差し迦され」（『同右』二六日条）たとして、少しも悪びれたところはない。むしろ常治の即時の切腹を、同一門者として内心

潔い行為と評価していたと思われる。『常朝年譜』に詳細な経緯を記したことは、その証左であろう。また、平左衛門はこれに先立つ天和二年十一月、自邸で「賭的」の「博奕」が原因で切腹を命じられた（八の四五）。これについても常朝は年譜の中で詳細に述べる（『常朝年譜』天和二年十一月一日条）。そこでは平左衛門切腹を「一門悪事」故と認め、むしろ誰も引き受け手がない中、常朝自身が彼の介錯をしたことを、誇らしげに記す。

しかし、元禄二年九月の中野正包切腹に関して常朝はその理由を語っていない。正包について『葉隠』は、光茂と三支藩との関係が支藩側の幕府への独自の対応により悪化した際、三支藩の藩祖がともに勝茂と親子であるため、一定度三支藩の独自性を認めるよう諫言したことを詳細に伝える（五の九八）。常朝が「奉公の至極」とした諫言を正包はしたのである。しかし、正包は切腹させられた。その理由について常朝は「廿年過候はば、将監は忠臣と取沙汰可有」（一の一九八）と述べるだけで、正包が切腹して二〇年経ているにも関わらず（皮肉にも二〇年目は、常朝と陣基が出会う前年の宝永六年に当たる）、口をつむぐ。常治・平左衛門の切腹については饒舌だった『常朝年譜』も、「右内外の儀ども、態これを略す」（九月二六日条）と、その記述を拒否する。それはなぜか。幕末に作られた『葉隠』の注釈書『葉隠聞書校補』では、その原因を正包が「下情を壅蔽、忠言を妨、御藏方を申請、国用を令虚耗、光茂公之御悪名を引出し」たとする（本二、考一・二）。しかし、仮にそのようなことが原因であれば、平左衛門に関する記述の如く「一門悪事」とでも常朝は率直に記していたろう。しかし彼は、正包がやがて忠臣とされるとし、年譜では事情の記述拒否をいわば宣言しているのである。したがって『葉隠聞書校補』の記述を鵜呑みにはできない。むしろ、常朝には、彼が「奉公の至極」とする諫言を行った正包の切腹の理由が納得いかなかったものと思われる。その理由は推測の域をでないものややはり光茂と三支藩の関係に関したものであつたらう。『常朝年譜』によれば、元禄二年九月中旬より「御親類御家老中」が願正寺（佐賀城下）に参会の上「密談」があつたとされ、九月二三日夜、鹿島・蓮池藩主が「御前において、御隠密御用仰せ上げられ」、正包にも同夜「御親類

御家老中御究」があった。要するに三支藩主（但し、小城は不在）と正包は別々に本藩主よりの指示と親類・家老による糾明を受けたのである。そして翌二四日、正包は一門預けとなり、二日後の二六日、常朝の介錯により切腹した。平左衛門の介錯を自慢げに書いた常朝はここでは淡々と事実を記すのみである。以上のような経緯を常朝は自著の年譜にとどめる。指示と糾明の具体的内容が知り得ない淡泊な記述であるが、切腹の原因を、正包自ら諫言したとされる光茂と三支藩の問題に求めても大過ないのではなからうか。支藩主と正包が同時に指示と糾明を受けたことは偶然ではないだろう。だとすれば、常朝が「奉公の至極」とする諫言が理由で正包は切腹させられたのである。正包が二〇年後に忠臣と再評価されるとしつつも、常朝がその理由について口をつぐんだのは、以上のような事情によるものであろう。したがって、常朝は切腹について「何の科もこれなき切腹仰せ付けられし時、一しは勇み進みてこそ、御譜代の家来にて候」（一の八七）と言わざるを得なかった。「奉公の至極」を尽くしても主君より切腹を命じられることさえあるのである。

その逆に常朝は主君（光茂）の死去に殉死することができなかった。光茂は、寛文元年鍋島直弘（勝茂子、白石鍋島氏祖）の死去に際し「追腹」を差し止め、以降いわゆる殉死を禁じた（五の五）。したがって常朝は、日頃から「追腹仕る覚悟に候えども、その段は御法度の儀に候えば、責めて剃髪・染衣の出家と罷なり、御菩提を吊い奉るべしと存じ部」しかなかった（『常朝年譜』元禄一三年五月五日条）。光茂の死去（元禄一三年五月一六日）に当たり「御供の所存の者は我一人也、その後見習てされたり」（一の九）と、いち早く「追腹の覚悟にて、髪を剃」（二の二三〇）ったのは自分であるという、いわば自負心・充足感のようなものを常朝が持ったのは事実であろう。しかし、それは「大名の御死去に、御供仕候者一人も無之候ては、さびしきものにて候」（一の一二）とさえ考えざるを得ない、常朝の家臣の実態に対する認識（失望）が背景にあった。すなわち「追腹御停止に成てより、殿の御味方する御家来なき也」（一の一二）なのであり、具体的には「（主君が）首尾能時は、智恵・分別・芸能を

『葉隠』に関する一考察

以御用に立、ほのめき廻る者多」ものの、「主人、御隠居被成か、御かくれ被成候時に、早後むき」となり、「主人の御為に命を捨るだんに成て、へろへろ」（一の九）になるのである。だからこそ常朝は「我等一人にて御外聞は取」（一の二）る覚悟をし、また実行した。それは「日陰奉公の小身者共が、歴々衆追倒て、御外聞を取ること」（二の二三〇）という如く、結局なれなかった家老層等の「歴々衆」に対する、「小身者」常朝の対抗心のようなものもあつたであらう。いずれにしても、かかる家臣たちの現実の中で、自分のいち早い出家により光茂の「外聞」を取ったことにある満足感を得てはいる。だが、「妻子を捨て、刀（同力）族を捨て永く出家遁世仕り候事、さりとては重き事、比類なき忠節と思し召され候」（『常朝年譜』元禄一四年三月一六日条）との綱茂の「思召」があつても、常朝にとっては殉死が「御法度の儀に候えば、責めて剃髪・染衣の出家」したのであり、出家はいわば下方修正された代替的措施なのである。「国学」を知らないため家臣の「新儀」を容認し、また自らそれを率先し、そのような国政に諫言したい常朝をそれができるような地位（家老）には取り立てず、むしろ諫言した彼の一門者（正包）に切腹を命ずるような主君光茂であっても、常朝はその死去に当たっては殉死の覚悟であつた。しかし、こともあらうにその光茂自身が殉死禁止令を出してしまつたのである。彼は主君に仕える武士として殉死できなかったのである。

以上のような様々な葛藤・失望・挫折感を心中奥深くに秘めながら、常朝は陣基に対し、自ら理想とするところの武士・奉公人像を語るのである。

註

（1）龍造寺隆信の曾祖父家兼。

- (2) 鍋島直茂の祖父清久。
- (3) 鍋島直茂。
- (4) この条項数は本稿で引用する前掲活字本によるもの。
- (5) 「五番掛硯誓詞書写」二(『佐賀県史料集成』二四卷) 五二号鍋島直茂起請文案。
- (6) 「竜造寺御血筋聞書」(「鍋島文庫」〔佐賀県立図書館蔵〕所収)。
- (7) 拙稿「近世初期大名の『御家』について」(『九州文化史研究所紀要』三三号、一九八八年)。
- (8) 肥前杵島地方の豪族後藤清明の子茂富が、隆信の弟長信の子安順の養子となり、安順と茂富が不仲となったため、茂富の長男茂辰が安順の家督を継いだ(「水江系図」・「多久家図全」・「多久氏系図」等〔「多久家文書」へ多久市歴史民俗資料館蔵〕所収)。
- (9) 本藩と小城・鹿島・蓮池の三支藩との不和。支藩主の初代はいずれも勝茂の子供であったが、光茂の頃になると親子関係が主従関係に再編されようとしたことに原因が求められる。
- (10) 光茂は勝茂時代の長袴衆を着座と改称、家臣団中の座位を定めた。
- (11) 光茂時代の加判家老相良求馬や年寄役岡部宮内等、他国者の召し抱え(五の九八参照)。
- (12) 手明鍵と歩行(いずれも佐賀藩の下層家臣)との身分争いに対し、光茂時代に手明鍵の上位が確認された。
- (13) 家臣団編成の基本単位である組の所属変更替え。直茂・勝茂時代には組の統括者である大組頭、物頭と当該組に所属する家臣との関係はいわば主従関係といえる程密接で、所属替えⅡ「組替」等みられなかったが、光茂時代には漸次行われるようになってきた(『乍恐書置之事』三条参照〔大小条項が併記されるがその第一三条目〕)。
- (14) 綱茂時代、家老(請役家老)であった竜造寺四家(武雄・多久・諫早・須古)を親類同格とした。彼ら竜造寺氏一門は藩政初期より鍋島氏との諸関係のなかで「親類」とされていたが(前掲拙稿参照)、家格上の親類は、白石鍋島(勝茂の子直弘を祖)・川久保神代(勝茂の子直長が神代常宣養子となり成立)・久保田村田(竜造寺政家の子村田安良が祖)・鳥栖村田(川久保神代祖の神代直長の子鍋島茂真が祖)の四家が設定されていた。
- (15) 二の丸にあった勝茂が造営した向陽軒の綱茂による解体。
- (16) 光茂による藩法改訂。
- (17) 綱茂が城の西南の地に別荘として観頤荘造営。吉茂により解体。

『葉隠』に関する一考察

- (18) 組の中に小組として鉄砲・弓・鎗等の下層切米取層が編成されていた。その所屬替えが光茂時代の元禄八年に実施された(二の六九参照)。
- (19) 神子侃『葉隠』(徳間書店、一九六四年)も同様(四〇頁)。
- (20) 「御上」の人物比定については、明確に示されない場合もあるが(例えば古川哲史他校訂『葉隠』(岩波書店、一九九〇年)は注釈をいれず、奈良本辰也責任編集『葉隠』(中央公論社、一九六九年)では「近ごろの殿様」(五五頁)、松永義弘訳『葉隠』上「教育社、一九八〇年」では単に「殿様」(三三頁)と訳出する)、本文に示した解釈からすれば「光茂以下の藩主」とする解釈(小宮陸之「孝白本葉隠」(『葉隠研究』創刊号、一九八六年)五六頁。なお城島正祥『葉隠』上「人物往来社、一九六八年」は光茂・綱茂と限定する(二四頁))がもっとも妥当であろう。
- (21) 「中野氏一門系図」(「鍋島文庫」所収)。
- (22) 本節註(8)参照。
- (23) 『常朝年譜』万治二年六月一二日条。なお『葉隠』には「塩売に成共、くれ可申」(二の一四一)とみえる。
- (24) 佐賀市材木町野中万太郎家蔵書(この史料については木下喜作氏より御教示を得た。謝意を表したい)。本史料の末尾文によれば、常朝六世の孫山本常亮が所持していたものを嘉永四年六月鍋島茂真(当時幕末藩政改革を強力に推進していた人物)に一見の上、写されたものが、安政七年二月平胤雄(江藤新平)により書写されたものである。本史料の冒頭部分に「大木兵部殿(加判家老、引用者註)より正徳五年末九月八日舎弟大木性周(兵部の弟)を以密用被申懸取合之末、同年十一月朔日所存書付遣候控」とある。この時の「密用」については常朝が自らの年譜に「正徳五年末九月八日より十一月朔日迄大木氏密用取合候事」(『常朝年譜』正徳五年条)と記しているが、その内容は「正徳五年末九月大木氏を以て再勤仰せ付けらるべき御内意有之候え共御断り申し上ぐ」(『葉隠聞書校補』首巻山本神右衛門常朝略譜)とあるように、光茂死去後、出家していた常朝への再勤の誘いであった。
- (25) 実子の土千代は早世、またお竹は結婚しその夫常俊を養子とするものの、お竹は常朝に先だった。また、お竹と常俊との子、つまり孫の彦土・お久米・さん土もいずれも早世していた(前掲系図、『常朝年譜』)。

二節 思想の構造

本節では前節で検討した思想形成の諸契機を相互に関連させながら、『葉隠』思想の基層について考えてみたい。

(1) 「譜代」意識

『葉隠』において武士とは武篇者と奉公人という二つの性格を併有する存在であった。それは有名な四誓願（二一九頁）についての常朝自らのいわば解説（一の一九）に示される。すなわち、四誓願のうち、第一条は武勇を天下に示す「武道」において他人に遅れをとってはいけな^いとする、武篇者の心組が説かれる。他方、第二条は主君の御用に立つとは家老の座について諫言し国政を担うということとする。これが常朝にとって「奉公の至極」なのである。第三条は「親に孝行」（四誓願原文）を尽くすのは主君への忠と同じで、しかも忠が孝に優先するとし、第四条もあらゆる人を主君の御用に立つようにするために「大慈悲」（四誓願原文）をおこさなければなら^ないとする。つまり第三・四条は主君の御用に立つ奉公人となるための必要条件なのであり、総じて第二・四条は奉公人の心組を説いているといえる。四誓願の第一条で武篇者としての心組が説かれていることは、武士の本質が戦闘者であるという常朝の自覚を示している。しかし、四誓願のうち三ヶ条が奉公人としての心組で占められていたところに、一八世紀初頭という時代環境におかれた常朝の立場があらわれている。武篇者としての武士であつてもいづれかの「御家」の家臣としてのみ存在が許されるのである。その点で『葉隠』の文字どおりの書き出しが、「御家来としては、国学可心懸事也」（二二六頁）とあるのは興味深い。常朝自身が武篇者としてではなく「御家来」つまり奉公人としてまず武士を自己規定しているのである。だとすれば常朝において重要なことは如何なる奉公人として存在すべきかということである。

常朝はいう。

一、奉公人は一向に主人を大切に嘆く迄也。是最上の被官なり、御当家御代々名譽の御家中に生出、先祖代々御厚恩の儀を不洩事に奉存、身心を擲ち、一向に奉嘆ばかり也（後略、一の三）

奉公人は、主人を「大切」に「身心を擲ち」、「嘆」かなければならなかった。しかしなぜそうすべきなのかというところ、自分が「先祖代々御厚恩」により、「御当家御代々名譽の御家中」として生まれたからである。つまり自分の先祖から仕えた「御譜代」（二一八頁）の家臣だからである。常朝自身、「中野一門中子々孫々迄 御重恩の有り難き儀を弥以て忘却なく御奉公の励みにも罷りなり候えかしとの念願²」にて祖父中野清明の年譜を書き、「先祖の忠義を慕い候えば、自身奉公の励みにもなり候と覚え候故³」父重澄の年譜を記し、さらに自らの年譜をも「自墨終始の意味、永く靈鑑の旨を教え、減に孫子の志を励ます⁴」という意図からであろうか残している。それは「御当家御代々」換言すれば常朝がいうところの「国字」のなかに、「先祖代々」さらには自らを位置づけることにより、譜代家臣としての奉公を自分も含めた「孫子」に自覚させるためであつたらう。いわば譜代の自覚化が年譜作成の目的だったのである。ところで、この譜代意識は自己ないし一門においてのみ主張されたのではない。「御被官は申に不及、町人・百姓まで、御譜代相伝の御深恩」（二一八頁）と家臣のみならず領民も含めたものとして觀念化される。したがって大名の改易の際「主人・家老に非義有時に、譜代の士は、再興門を心得て可居事也。再興門と云は、若御国の仕置悪くして他の領知と成し時、鍋嶋家に取返す仕様」（八の四二）というように、領国への復帰が目指されるべきとする。いわば大名領の永続化である。さらには「七生迄も鍋嶋侍に生立、国を治め可申覚悟」（二一八頁）と、自己自身における生死を超越した譜代化が覚悟される。そして、このように大名・家臣・領民を一体化しさらに生死ないし時間を超越した如き徹底した譜代意識の主張は、「釈迦も、孔子も、楠も、信玄も、終に竜造寺・鍋嶋に被官被懸候儀無之候えば、当家の風儀に叶ひ不申事に候」（二一六頁）という有名な表現に象徴される、強烈な「藩ナシヨナリズム」を生むのである。ではなぜ常朝はこれほどまでに譜代意識を主張したのか。

それは佐賀藩が竜造寺氏より鍋島氏への交代を経て成立したという、歴史に起因したものであろう。常朝がかかる歴史Ⅱ過去を領主交代を必然的なものとして合理化しようとしたことは先述した通りであり、しかもその過去Ⅱ「国学」（とくに直茂・勝茂の努力）を藩主（具体的には光茂、綱茂）や家臣が知らないという現実に対する、常朝の失望・苛立ち・不安が、譜代意識のこのような強調となったのであろう。常朝の認識からすれば、佐賀藩の歴史・「国学」に鑑みて不合理極まりない、光茂・綱茂施政期の家臣による「新儀」の「工み出し」やそれを許す藩主の態度は、大名・家臣・領民を一体化した譜代意識の欠如以外の何ものでもないのである。常朝は直茂の語った言葉として「上下によらず、時節到来すれば、家が崩るるもの也」（三の二七）という文言を載せているが、伯庵の竜造寺家再興の願いを幕府が取り上げなかったという悔恨をいわば実感できた常朝は、竜造寺家を鍋島家に同化させる一方で、「家」として滅びた竜造寺家の運命を、「国学」の軽視、したがって譜代意識の希薄化という現実のなかで、鍋島家の将来に重ねていたのであろう。

(2) 「二人被官」の「死」と「生」

常朝が奉公人の心組として譜代意識とともに重視するのが「嘆」という観念である。「最上の被官」は主人をひたすら「嘆」く奉公人であるとしている（一の三。前項参照）。では主人を「嘆」くとはいったいどういうことか。次の一文にその具体的な考えが示されているよう。

一、奉公人は、心入一つにて澄事也。分別・芸能にわたれば事むつかしく、心落着ぬもの也、又、業にて御用立は下段也。分別もなく、無芸・無勇にて、何の御用にも不立、田舎のはてにて一生朽果る者が、我は殿の一人被官也、御懇にあらふも、御情なくあらふも、御存被成まひと、夫には曾て不構、常住御恩の忝き事を骨髓に徹し、涙を流して大切に奉存分也、是は安き事也。是はならぬ生付とは有るまじ、又如斯思ふまい事ではなし。されどもケ様の志の衆は稀成もの也。只心の内ばかりの事也。長けの高き御被官也。恋の心入のやう成事

也。情なくつらき程、おもひを増也。適にも逢時は、命も捨る心に成忍恋などにて候、能手本なれ。一生言出す事もなく、思ひ死する心入は深きこと也、又自然偽に逢ても、当座は入悦、偽の踊るれば、猶深く思ひ入る也。君臣の間、如斯成べし。奉公の大意、是にて埒明也、理非の外成ものなり（二の六二）

奉公人の「心入」は自分が主人（殿）の「一人被官」と思うだけで済むのである。主君が自分のことをどのように思っているか、例え自分の存在が知られていなくても、常に「御恩の忝き事」を「骨髓に徹」する程思い、主君を「涙を流して大切に奉存」のが「一人被官」なのである。まさに涙を流す「嘆」きの思いを主君に向けるのである。奉公人はただそのような「心入」を持つだけでよいのであって、「何の御用にも不立、田舎のはてにて一生朽果」^{（凡庸）}でも構わない。そしてこれは、一生打ち明けることもなく相手に命を捨ててもよいとの情念である「忍恋」の「思ひ死」に似ており、「偽」（裏切り）の仕打ちを受けても、なおさら主君に対する思い・「嘆」を深めるべきなのである。ここに語られる主人を「嘆」く「一人被官」像には、極めて片務的な性格と自己合理化ないし自己抑制がみられる。その思考の背景には、前節でみた常朝自身の藩主（特に光茂）に対する認識および自己をめぐる葛藤・挫折感があつたと思われる。すなわち、「国学」を知らず「新儀を工み出」す家臣たちを容認する「御不案内」で「内氣によろき成御主人」の藩主であつても、常朝は自分が短命であるという自覚のもと、むしろ、修行工夫を重ね、「奉公の至極」は家老となつて諫言し国政に参加することという思いに到つた。常朝の一門者には家老になつた者もいて、少なくとも彼自身の認識としては実現可能なことであつた。しかし結局なることができず、そればかりか側近者・書物方という役、つまり、「人より押下げらるる」「小身者」に終始してしまつた常朝は、これを「無念」とする一種の挫折感を味わつた。それに加え、常朝が「奉公の至極」とする諫言をした一門者（正包）が切腹を命じられた。逆に常朝自身は藩主光茂の死去に際し殉死できず、せめて「我等一人にて御外聞は取」と、いち早く「追腹」の覚悟で出家したことで満足しなけりなかつた。そのような自己を合理化するために、主君

にも知られず何の「御用」にもたたず田舎で朽ち果ててもよい、例え裏切られても、ただ思い死にする程、涙を流して主君を大切に思う「心入」さえあればよいと、ひたすら片務的に自己抑制をするのである。そしてこの心情は「惣て人の為に成は、我仕事と不被知やうに、主君へは陰の奉公が真也」(一一の一三九)という奉公論を導き出した。

私は常朝に即した『葉隠』思想の核心は、先学がほとんど例外なく指摘する「武士道と云は、死ぬ事と見付けたり」を含む条項(一の二、後掲)ではなく、常朝の葛藤・挫折感を契機とする右に示した如き「陰」にこもった片務的・自己抑制的奉公の觀念にこそ認めねばならないと考えている。彼が「奉公の大意」は「理非の外成もの」と告白せざるを得ないのは、前項で指摘したような徹底した譜代意識・藩ナショナリズムを主張する一方で、藩主の我身に対する処遇を振り返った様々な葛藤に対する、常朝の自己合理化以外の何物でもあるまい。

しかし、かかる常朝自身の葛藤の所産である、片務的・自己抑制的な「一人被官」の觀念は、「一人」という文脈と「命も捨てる心」・「思い死する心入」という「死」の自覚、さらには武士としての「生」が奪われそうになったという出生時の体験や祖父(中野清明)・父(山本重澄)が「曲者」|| 武篇者であったという常朝自身の認識(常朝が作成した彼らの年譜をみよ)等に根ざした、いわば武篇者の証である武士道への回帰ないし主張により、いわば主体的な「被官」|| 奉公人觀念へと昇華される。「於武道おくれ取申間敷事」(二一九頁)という四誓願の一条目の文言は、一人の武士|| 武篇者としての心組を顯すものであり、そもそも武士は戦場で決して「後れ」をとってはいけない一人の戦闘者であった(一の二六二)。そのためには戦闘者として日々「今日打死く」と必死の覚悟」(一の六三)が必要なのである。ところが、実際には戦闘がなくなつて久しい時代に生きる武士達にとって「我人死と云事しらぬではなし」なのであるが、「皆人死はてゝから、我は終に死事の様じ覺」るのが実状であった(二の五六)。武士であっても、近世も半ばになれば「死」を理解はできてもその覚悟は難しかった。出生時に塩売りか麴

売りに養子に出されそうになった常朝は武士としての「生」を奪われるところであった。だからこそ父が七〇才の子で短命を覚悟すべきハンディを負っているものの、彼は「適生出、御奉公も仕届ず相果候ては、無念の事に候」として、「生て可見」という（二の三七）、奉公人としての「生」への執着をもった。いわば「一人」の武篇者として日々「打死」の覚悟を持つべき常朝が、奉公人としては「生」に執着していたのである。この一見矛盾する思考は彼において、次の有名な文言のなかで止揚されていた。

一、武士道と云は、死ぬ事と見付たり、二つ／＼の場にて、早く死方に片付ばかり也。別に子細なし。胸すわって進む也。図に当らず、犬死などいふ事は、上方風の打上たる武道なるべし。二つ／＼の場にて、図に當るやうにする事は不及事也。我人、生る方がすき也。多分すきの方に理が付べし。若図に迎れて生たらば、腰ぬけ也。此境危き也。図に迎れて死たらば、氣違にて恥には不成。是が武道の丈夫也。毎朝毎夕、改めては死々、常住死身に成て居る時は、武道に自由を得、一生落度なく家職を仕課すべき也（一の二）

「死方」と「生る方」の「二つ／＼の場」にては「図」の当たりはずれ、つまり立派な振る舞いであるか否かは関係なく、「死方に片付」けるべきなのである。もちろん常朝は武士であっても、「我人、生る方がすき也」とし、「多分すきの方」に理屈をつけて「生」を選択する近世中期の武士の本性を見抜いている。しかし彼はそのような「生」への本性を認めた上で、「死方」を躊躇なく選択すべきとする。自らも「生」に執着した常朝がいうその主旨は、肉体的な「死」が目的なのではなく、「常住死身」となることにより、「武道」で自在な境地をなし、一生落度なく「家職を仕課す」つまり奉公をまっとうすることなのである。したがって常朝にとっては、武篇者として「命を捨て懸る」「死」ぬことよりも、主君への諫言は「一生骨を折」ほど困難なこととされた（一一の二八）。彼は「畳の上にて武勇の踊るゝ者」（二の七五）、武篇者としての武勇「死」の覚悟をもって奉公人としての家職を勤めるべきとするのである。

常朝は、萬人の安穩な生活を実現するための役人、そのような近世大名を諫言することが奉公の至極としていた。彼は近世大名に奉公し、近世の政治支配を担おうとしていた紛れもない近世の大名家臣なのである。その立場を離れては存在が許されない、藩という政治組織のなかでのみ武士として奉公人として「生」を得ることができるのである。常朝が主張する藩ナシヨナリズムは、藩の成立事情とともにかかる近世武士が奉公人としてしか存在し得ない強烈な自覚でもあり、「御不案内」で「内氣（凡庸）にようき成御主人」であつても、「理非の外」で忠誠を尽くさねばならないのである。

『葉隠』は、「小身者」に「押し下げ」られ「田舎のはてにて一生朽果る者」に終始する、常朝の葛藤・挫折感が、武士としての「生」が奪われそうになったという出生時の体験および祖父・父が武篇者であつたという彼自身の認識に根ざした、いわば武篇者の証である武士道への回帰ないし主張により昇華され、「常住死身」による激しい奉公觀を導き出しているのである。

註

- (1) 前掲拙稿参照。
- (2) 『清明年譜』三八条に続く奥書。
- (3) 『重澄年譜』一〇〇条に続く奥書。
- (4) 『常朝年譜』の自筆本とされる史料の異筆追加文書。これは五代藩主宗茂が常朝孫常皎に享保二〇年十一月与えたものと考えられる（池田史郎「山本神右衛門常朝年譜について」『葉隠研究』二号）。

おわりに

本稿では『葉隠』が口述者常朝の様々な葛藤・挫折感の所産であり、思想の基層部分が譜代意識＝藩ナシヨナリ

『葉隠』に関する一考察

ズムにからうじて支えられていた、「陰」にこもった片務的・自己抑制的な奉公観であったことを述べてきた。このことは『葉隠』を理解する上で、さらには同書を通じて近世武士論にとって極めて重要であろうと思われる。なかでも同書に描かれた近世武士の主体性・自律性をめぐり、丸山真男氏は「はじめに」で紹介したように「非合理的主体性」と表現した。高木昭作氏も『葉隠』を例示しながら「一方では自律を制限されながら他方では自律性をもったものとして振舞うことを要請された¹⁾」と「惣無事」状況のなかにもかかわらず「武士」としての自律的行動が要請されていたとし、近世武士の自律性の喪失を主張する水林彪氏もまた「常朝が描き出した武士は、(中略)能動的で主体的な個人であった。(中略)官僚制機構の中にうめこまれた受動的な官吏ではなく、国家を一人で担いきろうとする能動的な政治家である²⁾」と評価する。

確かに、「只殿を大切にと存、何事にてもあれ、死狂ひは我一人と内心に覚悟」(二の六四)をもち、「御家を一人にて荷申志」(二二八頁)と意識した武士像に主体性・自律性を見て取るのは容易である。ただその主張の根拠を「武装自弁の戦闘者の未開の野生ともいふべきものの復権³⁾」という如く、過去の武士の心性への回帰志向とする指摘は不十分であり、むしろ回帰・復権志向の理由が捉えられねばなるまい。この点は、近世武士の殉死観念とその変容の検討という立場からの山本博文氏による「確かに『葉隠』には、家臣の側の主体的行動を推奨している部分があるが、その全体の論理構造からみれば、没我的忠誠を武士の内発的な志向に昇華するためのレトリックである⁴⁾」という、没我的忠誠に『葉隠』の本質をみようとする主張がより説得的と思われる。ただ没我的忠誠観を主体的なものに(レトリックをつかって)意図的に変換しようとした恣意性の指摘には、いささか困惑を覚えるが、『葉隠』の本質がなぜ没我的忠誠なのか、またそれが「内発的な志向」に昇華される理由を明らかにする必要がある。

これらの問題についてはすでに述べてきたように、武士が主君の家臣としてしか存在し得ないような近世という

時代状況に加えて、藩主・家臣に対する失望と批判的認識、常朝自身の履歴に対する挫折感、一門の者の諫言と切腹をめぐる葛藤等を契機に「理非の外」に片務的・自己抑制的忠誠観が形成され、これが彼の出生時の「武士」としての「生」を奪われようとした体験、祖父・父に対する武篇者としての認識等により、武士道への回帰のなかで「常住死身」を身上とし「御家を一人にて荷申」す主体的・自律的奉公観にいわば昇華されたと捉えておきたい。

以上のように『葉隠』に描かれた武士像の性格は、片務的・自己抑制的（没我的）忠誠観と主体的・自律的なものが、常朝という一人の武士の様々な葛藤・挫折観を通じて構造的に立ち現れているのである。武士思想の中世から近世への流れを考える上で、『葉隠』は格好の素材ではあるものの、山本常朝という、個性を持った、文字どおり生きた人間の思考であることを忘れてはなるまい。⁵⁾

註

- (1) 高木昭作『日本近世国家史の研究』（岩波書店、一九九〇年）三〇～二頁。
- (2) 水林彪「近世の法と国制研究序説」三（『国家学会雑誌』九）巻五・六号、一九七八年）九七～八頁。
- (3) 水林前掲論文九八頁。
- (4) 山本博文『殉死の構造』（弘文堂、一九九四年）一九三頁。
- (5) したがって『葉隠』を近世武士思想のひとつの典型として論じる（例えば山鹿素行等の土道論に対置し、『葉隠』を武士道論とする見方「相良了『武士の思想』ぺりかん社、一九八四年」）如きも、当初から類型化を目的とするような分析視角をとることは慎重であるべきであらう。